

永作住宅団地／建築協定に定められた建築物等に関する基準の概要

項 目	協 定 基 準
用途	①住宅 ②住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの ③上記建築物に付属するもの
建ぺい率	50%以下
容積率	80%以下
建築物の高さ	最高高さが10mを超えないこと
外壁の後退距離	一般部 1.0m以上 2階北側 1.9m以上
道路に面した石垣若しくはそれに類する土留	30%程度
塀	生垣又はネットフェンス、その他これらに類する開放性のあるもの。
屋外広告物	設置禁止。

注) 上記は、協定内容の概要をまとめたものです。詳細については、協定書を確認してください。